

寒川町選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第4項の規定に基づき、令和6年10月27日施行の第50回衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場を設置した場所を別紙のとおり告示する。

令和6年10月10日

寒川町選挙管理委員会
委員長 森 一 光